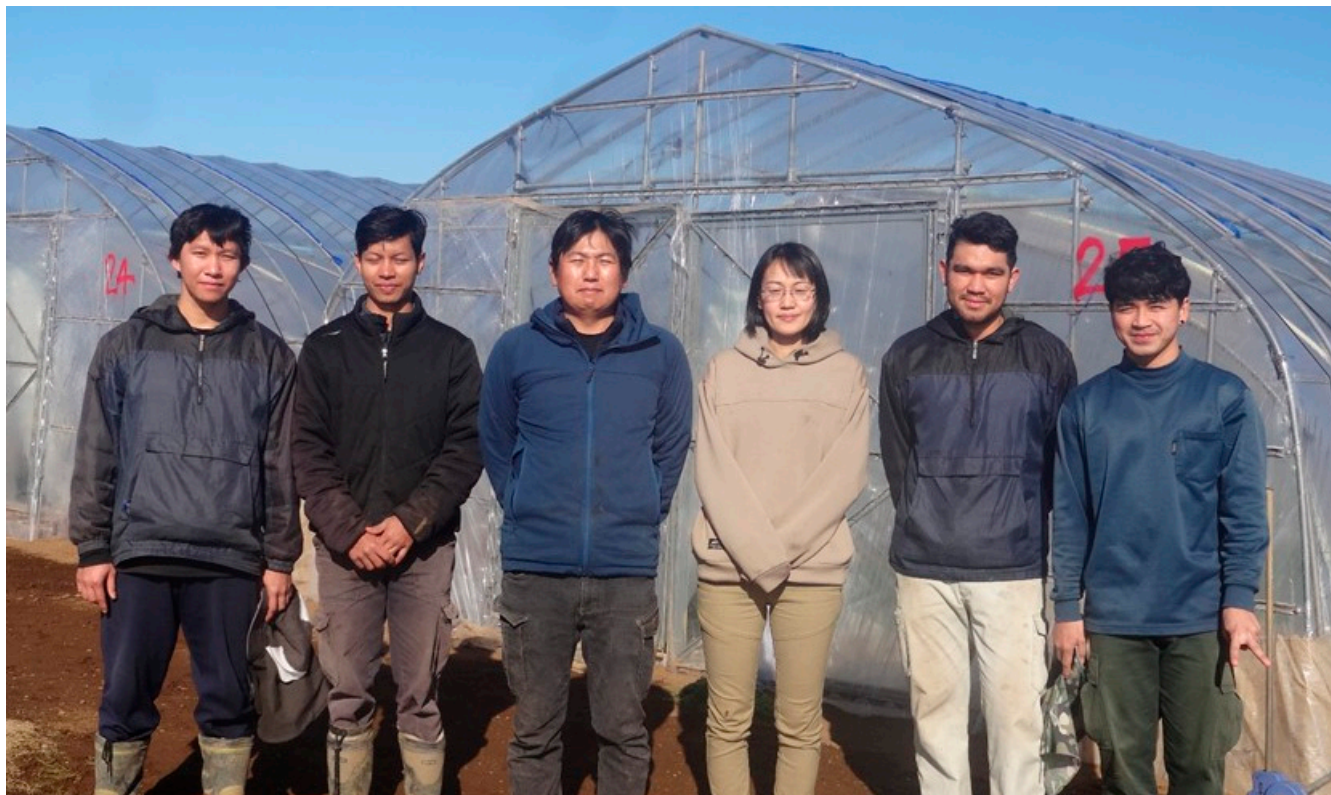


農業委員会報 46号

編集と発行 令和4年2月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内)
電話(029)240-7117(直通)



福島さん夫婦と実習生の皆さん（網掛）

地域の担い手紹介

網掛の福島将也さんは、メロンの栽培を中心に行っている専業農家です。耕作面積はおよそ2・5町歩で、将也さん夫婦と両親、実習生4名で日々メロン栽培に励んでいます。

福島さんは、農薬を減らした有機栽培に力を入れており、安心・安全なメロンづくりを目指しています。

「自分が作ったメロンを子どもが食べてくれたときはうれしかった。今後は、より良い品質のものを作っていきたい。また、新しい品種にも積極的にチャレンジしたい」と話してくれました。

今後の福島さんの活躍に期待です。

主な内容

○地域の担い手紹介……………	表紙
○会長あいさつ	
担い手への農地集積・集約化の推進…	2頁
○利用状況調査・意向調査	
トラクター等を利用する皆様へ…	3頁
○農業者年金制度改正のお知らせ…	4頁
○農地の権利移動	
賃借料情報・標準農作業料金表…	5頁
○活動報告……………	6頁

会長あいさつ

茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より茨城町農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。一昨年から続く新型コロナウイルスが感染拡大を繰り返し、経済活動が縮小して外食産業では米の需要が減少したため、米価が下落するなど農畜産物においても、影響がありました。

また、茨城町の農業においては、農業従事者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、農業を取り巻く情勢は大変厳しいもの

となっております。

この様な状況下において、町農業委員会では、新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農業委員会総会や農地パトロール、認定農業者など担い手への農地集積や遊休農地の解消などのさまざまな活動を行ってまいりました。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は農業者の代表としての自覚と信念を持って、これらの課題に取り組み、皆様の農業経営の向上が図られるよう努力して参ります。今後とも、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

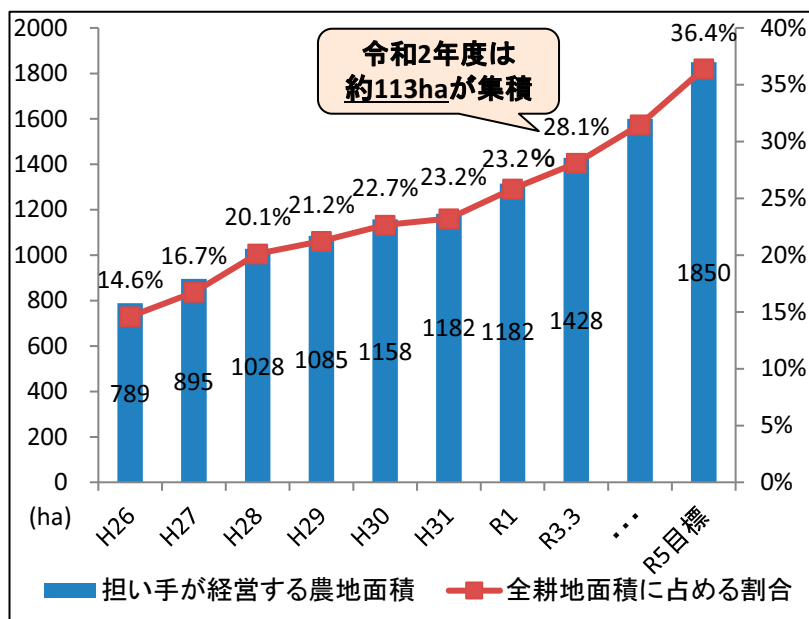
なお、本年3月末日をもって、第22期茨城町農業委員・第2期農地利用最適化推進委員の任期が満了となります。皆様のご理解ご協力に衷心より厚く御礼申し上げます。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の1つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の状況は、令和3年3月時点で1,428ヘクタール、集積率28.1%となっております。令和5年度末目標の1,850ヘクタールを目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

○農地関係

- ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
- ・農業経営基盤促進法に基づく利用権促進事業に関する事
- ・遊休農地対策に関する事

○農地等の利用の最適化の推進関係

- ・農地の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

○農政関係

- ・農政に関する意見の提出
- ・農業者との意見交換会の実施

○その他の法令に基づく業務

- ・家族経営協定に関する事
- ・農業者年金に関する事
- ・農業者のための調査研究に関する事 (農作業標準作業料の設定等)
- ・農業者に対する啓発宣伝に関する事 (会報の発行等)



農業をとりまく様々な情報や、農業経営に役立つ新しい知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額700円
- ◎申込先 農業委員会事務局

お知らせ

利用状況調査について

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、農地法第30条に基づき、年1回、利用状況を調査します。

調査期間／毎年7月から8月まで

対 象／町内にあるすべての農地

※調査時に農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

利用意向調査について

利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向の把握のため、12月から1月頃に利用意向調査を実施しています。

荒れてしまった農地は、病虫害の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となる恐れもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いします。



利用意向調査の対象者が変更になりました

これまでは、その年に新たに遊休農地とし確認した農地の所有者を対象に利用意向調査を行っていましたが、農地法施行規則の一部改正により、令和3年度から前年の調査の有無にかかわらず、全遊休農地の所有者が意向調査の対象となります。調査が届いた際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業の際に、ロータリー等の作業機が付いているトラクターや、コンバインを使用する際は、以下の点にお気を付けください。

道路を走行するときは、土や泥をよく落としましょう

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出るときは、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまった場合は、落とした泥の清掃にご協力をお願いいたします。



作業機付きトラクターの公道走行にご注意ください

トラクターに作業機を装着した状態の寸法が全幅1.7mを超えている場合は、大型特殊自動車免許が必要です。また、トレーラタイプ作業機のけん引には、けん引免許が必要な場合があります。

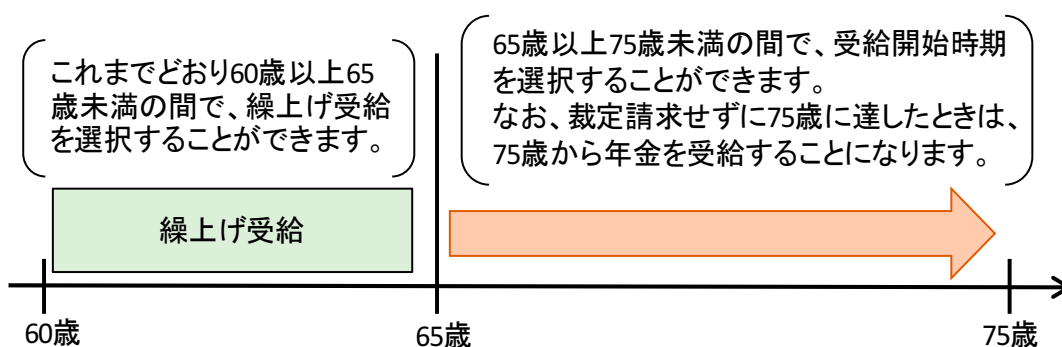
農業者年金制度が改正されます

令和4年1月から

- ① **35歳未満**で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす通常加入の方は、保険料が**1万円から（上限6万7千円）**でも加入できるようになります。

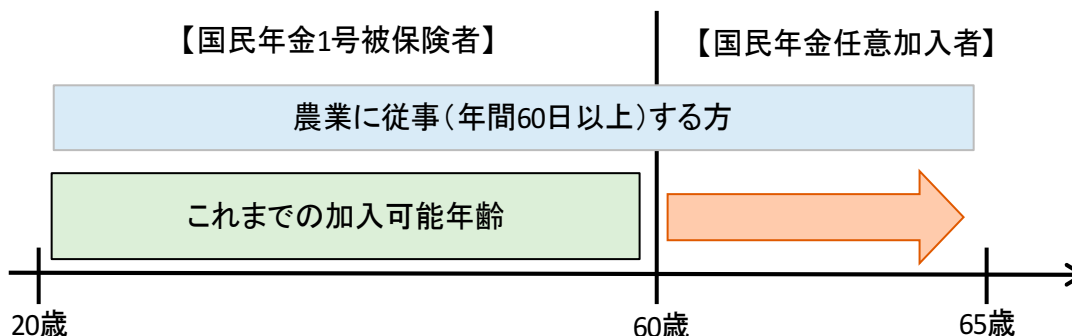
令和4年4月から

- ② 農業者老齢年金（通常加入された方）については、**65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。**



令和4年5月から

- ③ 現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により**65歳まで加入できるようになります。**
ただし、60歳以降に加入できる方は、**国民年金の任意加入者**に限ります。



農業者年金を受給されている方は現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

現況届の用紙は5月末に農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

【提出期間】 6月1日～6月30日

農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときには、農業委員会の許可が必要です。農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地形状である土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法3条許可申請
自己所有農地を自らが転用・・・農地法4条許可申請
権利の移転、設定を伴う転用・・・農地法5条許可申請

締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

※許可を受けた後は、法務局での手続きをお願いします
 所有権移転を伴う許可 ➡ 所有権移転登記
 転用を伴う許可 ➡ 転用事業完了後、地目変更登記

茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	締結（公告） された地域名	平均額（円） ／10a	最高額（円） ／10a	最低額（円） ／10a	データ数 （件）
田の部	長岡地区	11,300	14,000	8,800	24
	川根地区	9,800	10,000	9,000	12
	上野合地区	9,900	11,000	8,400	21
	沼前地区	13,300	15,000	5,000	10
	石崎地区	14,700	18,000	7,600	57
	茨城町全域	12,800	18,000	5,000	124
畑の部	長岡地区	10,300	11,600	8,000	15
	川根地区	9,100	10,100	7,600	14
	上野合地区	9,400	10,000	3,600	71
	沼前地区	10,200	14,800	9,800	12
	石崎地区	9,000	10,000	8,900	6
	茨城町全域	9,500	14,800	3,600	118

注意事項

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、**60kg当り9,600円**（令和3年度JA水戸の仮渡し概算金額）に換算しています。
- 平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、当事者間で協議してください。**

茨城町標準農作業料金

	作業内容	単位	標準料金（円）
田の部	育苗（中苗購入種子使用）	1箱	750
	耕起	10a	5,500
	あぜ塗り（片面）	1m	50
	代かき	10a	8,000
	機械田植え（苗代別）	10a	7,000
	肥料散布（肥料代別）	10a	2,000
	機械刈取（コンバイン）	10a	20,000
	乾燥・調製（もみすり含む）	60kg	2,000
	もみすり	60kg	1,000
畑の部	耕起	10a	6,000

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

- 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
- この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易などで上記の金額にすることが適当でない場合は、当事者間で協議してください。**
- 農作業料金については、令和3年10月基準「茨城県最低賃金（時給）879円」を参考にしてください。

活動報告

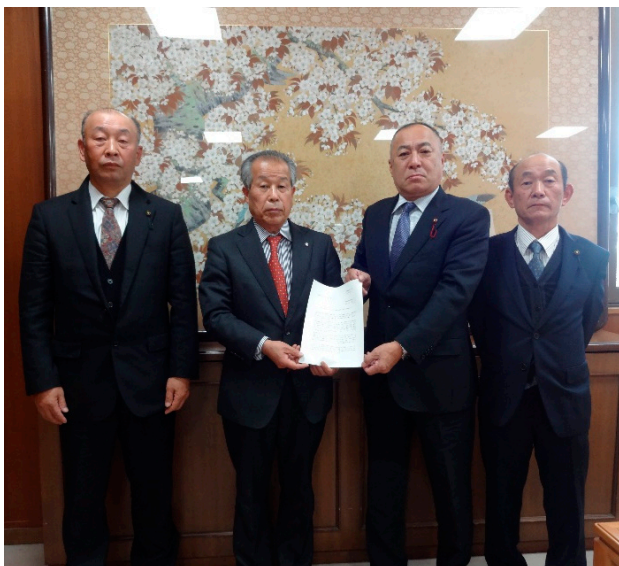
農地集積推進協議会

令和3年6月25日に茨城町農地集積推進協議会幹事会を行いました。当日は、旧村ごとの5地区に分かれ、昨年度作成した「実質化した人・農地プラン」などをもとに、話し合いが行われました。貸付希望農地を色付けした地図や、認定農業者等の担い手のリストを参考に、新たな担い手の拾い出しや、担い手への農地の集積について、様々な意見が出されました。



意見書を提出

当委員会では、茨城町の農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国や県の事業のほか町独自の施策が継続して実施されるところに、新たな取組みに必要な施策が新年度予算に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和4年1月18日に町に対し、農業施策等に関する意見書を提出しました。



農地パトロールを実施

近年、違反転用や不法投棄の報告が増えています。農業委員会では、そうした事案を早期に見出し、原状回復を進めるため、農地パトロールを行っています。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、農地転用許可申請の計画どおりに転用していなかった場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。

(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

編集後記

現在の農業委員会の任期もあとわずかとなり、4月からは新たな体制となります。新たなメンバーとともに、より一層力を入れて農業委員会活動に取り組んでまいります。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

また、今回、取材を受けてくださった福島将也さん、本当にありがとうございます。

広報委員長 小橋 長能